



特定不妊治療費等助成事業の申請手続きに必要な書類の省略についてのお知らせ

平成30年10月より、個人番号（マイナンバー）による住民票及び税情報の取得が可能となるため、住民票及び所得額・税額証明書の提出が省略可能となります。本人確認のため、申請窓口にて、下記のものが必要となります。

●申請者本人が窓口に来る場合

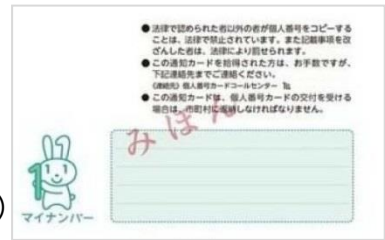
①または②のいずれか

- ① (1)本人の通知カードまたは個人番号付きの住民票（番号確認）
 (2)本人の運転免許証またはパスポートや障害手帳等（身元確認） } 1セット

通知カードのみほん
平成27年末頃ご自宅に届いているものです。



(表面)



(裏面)

※運転免許証、パスポート、障害者手帳等がない場合は、保険証と年金手帳等の書類を2つ以上お願いします。

- ② (1)本人の個人番号カード（番号確認と身元確認）

個人番号カードのみほん
通知カードについている申請書で無料で交付されるものです。一枚で本人確認と個人番号の確認ができますので便利です。



(表面)



(裏面)

●代理人が窓口に来る場合

- (1)申請者の個人番号が分かるもの
 (申請者の通知カードの写し、申請者の個人番号カードの写し等)
 (2)代理人の身元確認ができるもの
 (代理人の個人番号カード、運転免許証等)
 (3)代理権の確認ができるもの
 (委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本等)